

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第二十七号

### 広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第七号中「附則第十三条第二項」の下に「及び第五項」を加える。

第二十七条の二第七号中「附則第十三条第一項」の下に「及び第四項」を加え、「第四

十八号の十」を「第四十八号の十」に改め、同条第十二号中「附則第十三条第二項」の

第四十八号の十一」

下に「及び第五項」を加え、「第四十八号の二十」を「第四十八号の二十一」に改め、同

第四十八号の二十一」

条第十九号中「附則第十三条第二項」の下に「及び第五項」を加え、「第四十八号の十」

を「第四十八号の十」に改める。

第四十八号の十一」

第二十九条中「附則第十三条第一項」の下に「及び第四項」を、「附則第十三条第二項」の下に「及び第五項」を加え、「若しくは別記様式第五十一号の五」を、「別記様式第五十一号の五若しくは別記様式第五十一号の六」に改める。

第三十条第一項及び第二項中「附則第十三条第二項」の下に「及び第五項」を加える。

附則第四条第六項中「第四十条の六第十六項第二号」を「第四十条の六第十八項第二号」に改める。

附則別記様式第五号中「第40条の6第16項第2号」を「第40条の6第18項第2号」に改める。

別記様式第三十九号の二及び別記様式第三十九号の三を次のように改める。

様式第39号の2 (第23条関係)

広島県 県税事務所長様

平成 年 月 日  
市 町 長 印

平成 年度個人の県民税賦課報告書

平成 年度現年課税分(本年度分、過年度分)個人の県民税を賦課したので広島県条例第41条第1項及び第5項の規定によって、次のとおり報告します。

区 分	本 年 度 調 定 額					過 年 度 分				
	均 等 割 額	所 得 割 額	計	分 離 課 税 に 係 る 所 得 割 額	合 計	均 等 割 額	所 得 割 額	計	分 離 課 税 に 係 る 所 得 割 額	合 計
県 民 税	普通徴収分①	円	円	(A) 円	円	円	円	(A') 円	円	円
	年金特別徴収分②			(B)				(B')		
	給与特別徴収分③									
	①+②+③ 計④			(a)				(a')		
	③ 当該年度調定額のうち⑤			(C)				(C')		
	③ 翌年度調定額⑥									
令8条3項の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち前年度調定額	前年度賦課異動報告額⑮の増(減)額	小計(D)	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(E) ((A)+(B)+(C))	(F) ((D)+(E))	前年度課税額のうち前年度調定額	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(E') ((A')+(B')+(C'))	(F') ((D')+(E'))
市 町 民 税	普通徴収分⑦			(G)				(G')		
	年金特別徴収分⑧			(H)				(H')		
	給与特別徴収分⑨									
	⑦+⑧+⑨ 計⑩									
	⑩ 当該年度調定額のうち⑪			(I)				(I')		
	⑩ 翌年度調定額⑫									
令8条3項の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち前年度調定額	前年度賦課異動報告額⑯の増(減)額	小計(J)	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(K) ((G)+(H)+(I))	(L) ((J)+(K))	前年度課税額のうち前年度調定額	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(K') ((G')+(H')+(I'))	(L') ((J')+(K'))
区 分 加算金	過少申告加算金	不申告加算金	重 加 算 金	計	過少申告加算金	不申告加算金	重 加 算 金	計		
県民税及び市町民税の合計額⑬	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円
県民税⑬×(M)										
区 分	納 税 義 務 者 数					過 年 度 分				
	均 等 割 の み の 者	均 等 割 及 び 所 得 割 の 者	分 離 課 税 に 係 る 者	計		均 等 割 の み の 者	均 等 割 及 び 所 得 割 の 者	分 離 課 税 に 係 る 者	計	
県 民 税 に 係 る 者	普通徴収分	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	年金特別徴収分									
	給与特別徴収分									
	合 計									
県民税の払込特定率	$(M) \dots \dots \dots \frac{(F)+(F')}{(F)+(F')+(L)+(L')} = 0$									
県民税の調定総額⑭	本 年 度 分	(F)+(a)	円	過 年 度 分	(F')+(a')	円	合 計			円

(注) 1 この報告書は、現年課税分(分離課税に係る所得割を含む。)の当該年度の最初の納期限(分離課税に係る所得割の納期限を除く。)の到来する月の末日現在における状況について作成し、2部提出すること。  
 2 「分離課税に係る所得割額」欄には、退職所得に係るものを記入するものであること。  
 3 「⑮の増(減)額」及び「⑯の増(減)額」欄には、前年度の「賦課異動報告書」提出後に異動した税額の差引額を記入するものであること。  
 4 県民税の「普通徴収分①」欄の過年度分「均等割額」欄のうちアは平成18年度以前分、イは平成19年度から平成25年度までの分、ウは平成26年度以降分の均等割額(超過税率相当分を含む。)をそれぞれ記入すること。  
 5 県民税の払込特定率については、現年課税分(本年度分及び過年度分)の当該年度の収入額となるべき課税額(当該年度の調定額)の合計額によって算定することとし、分離課税に係る所得割額は除いて算定することに留意すること。  
 6 「加算金」欄の「県民税及び市町民税の合計額」欄のうち( )内には、当該調定に係る件数を記入するものであること。  
 7 本年度分とは、本年度において課すべきものをいい、過年度分とは過年度において課すべきであったものをいうものであること。  
 8 特定あん分率は、市にあっては小数点以下8位、町にあっては小数点以下6位までとし、これ以下は切り捨てること。  
 9 「県民税に係るもの」欄には、県民税の納税義務者の数を徴収方法の別ごとに記入すること。なお、複数の徴収方法により県民税を徴収する納税義務者の場合にあつては、主たる徴収方法の欄にその数を記入するものとし、徴収方法の別ごとに重複して計上しないこと。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

平成 年度個人の県民税賦課異動報告書

個人県民税の賦課異動状況を広島県条例第41条第2項及び第5項の規定によって、次のとおり報告します。

区	分	調 定 額																					
		本 年 度 分					過 年 度 分																
		均 等 割 額	所 得 割 額	計	分 離 課 税 に 係 る 所 得 割 額	合 計	均 等 割 額	所 得 割 額	計	分 離 課 税 に 係 る 所 得 割 額	合 計												
県 民 税	普 通 徴 収 分	当初賦課報告額 ①																					
		①の増(減)額 ②																					
		① + ② 計 ③					(A)															(A')	
	年 金 特 別 徴 収 分	当初賦課報告額 ④																					
		④の増(減)額 ⑤																					
		④ + ⑤ 計 ⑥																					(B')
	給 与 特 別 徴 収 分	当初賦課報告額 ⑦																					
		⑦の増(減)額 ⑧																					
		⑦ + ⑧ 計 ⑨																					
		③ + ⑥ + ⑨ 合計 ⑩																					
		⑩の当該年度調定額 ⑪																					(C')
	⑪のうち翌年度調定額 ⑫																						
	合8条1項の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年度調定額 (D)		当該年度課税額のうち当該年度調定額 (E) ((A)+(B)+(C))	(F) ((D)+(E))		前年度課税額のうち当該年度調定額 (D')		当該年度課税額のうち当該年度調定額 (E') ((A')+(B')+(C'))	(F') ((D')+(E'))													
市 町 民 税	普 通 徴 収 分	当初賦課報告額 ⑬																					
		⑬の増(減)額 ⑭																					
		⑬ + ⑭ 計 ⑮					(G)															(G')	
	年 金 特 別 徴 収 分	当初賦課報告額 ⑯																					
		⑯の増(減)額 ⑰																					
		⑯ + ⑰ 計 ⑱																					(H')
	給 与 特 別 徴 収 分	当初賦課報告額 ⑲																					
		⑲の増(減)額 ⑳																					
		⑲ + ㉑ 計 ㉒																					
		⑮ + ⑱ + ㉒ 合計 ㉓																					
		㉓の当該年度調定額 ㉔																					(I')
	㉔のうち翌年度調定額 ㉕																						
	合8条1項の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年度調定額 (J)		当該年度課税額のうち当該年度調定額 (K) ((G)+(H)+(I))	(L) ((J)+(K))		前年度課税額のうち当該年度調定額 (J')		当該年度課税額のうち当該年度調定額 (K') ((G')+(H')+(I'))	(L') ((J')+(K'))													
加 算 金	区 分 過少申告加算金																						
	市町民税の合計額 ㉖	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	
	県民税 ㉖ × (M)																						
県 民 税 の 納 税 義 務 者 数	区 分	均等割のみの者	均等割及び所得割の者	分離課税に係る所得割の者	計		均等割のみの者	均等割及び所得割の者	分離課税に係る所得割の者	計													
	普 通 徴 収 分		人	人	人	人																人	
	年 金 特 別 徴 収 分																						
	給 与 特 別 徴 収 分																						
	計																						

県民税の払込あん分率  $\frac{(F)+(F')}{(F)+(F')+(L)+(L')} = 0$

(注) 1 この報告書は、現年課税分(分離課税に係る所得割を含む。)の当該年度の3月31日現在における状況について作成し、翌年度の4月30日までに2部提出すること。  
 2 ②, ⑤, ⑧, ⑭, ⑰及び㉑欄の増減額は、「賦課報告書」提出後において異動した税額の差引額をいうものであること。  
 3 「分離課税に係る所得割額」欄には、退職所得に係るものを記入するものであること。  
 4 県民税の「普通徴収分」欄の「①+②計 ③」欄の過年度分「均等割額」欄のうちアは平成18年度以前分、イは平成19年度から平成25年度までの分、ウは平成26年度以降分の均等割額(超過税率相当分を含む。)をそれぞれ記入すること。  
 5 県民税の払込みの確定案分率については、現年課税(本年度分及び過年度分)の当該年度の収入額となるべき課税額(当該年度の調定額)の合計額によって算出することとし、分離課税に係る所得割額を含めること。  
 6 「加算金」欄の( )内には、調定件数を記入するものであること。  
 7 払込あん分率は、市にあっては小数点以下8位、町にあっては小数点以下6位までとし、これ以下は切り捨てること。  
 8 「県民税の納税義務者数」欄には、県民税の納税義務者の数を徴収方法の別ごとに記入すること。なお、複数の徴収方法により県民税を徴収する納税義務者の場合にあつては、主たる徴収方法の欄にその数を記入するものとし、徴収方法の別ごとに重複して計上しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とす。

別記様式第四十八号の四(裏)注)8中「附則第11条の4第1項」を「附則第11条の4第1項若しくは第5項」に、「附則第13条第2項」を「附則第13条第2項及び第5項」に改める。

別記様式第四十八号の十一を次のように改める。

※ 課 税 の 況	賦 課 年 度	納 期 限	納税通知書番号	賦 課 番 号
		・ ・		

平成 年 月 日

広島県 県税事務所長様

申 請 者

住 所

(所 在 地)

氏 名

(名称及び代

表者の氏名)

印

受  
付  
印

不 動 産 取 得 税 減 額 申 請 書

次の不動産取得税について地方税法 附則第11条の4第4項 附則第11条の4第5項において準用する第73条の27第1項 の規定による 減額 還付 を申請します。

(イ) 減額 (還付) すべき額		円								
取得した改修工事対象住宅の課税標準となった価格		円			納税義務者	住 所 (所在地)				
取得した改修工事対象住宅が新築された日		平成 年 月 日				氏 名 (名 称)				
改修工事対象住宅を取得した日		平成 年 月 日								
取得した改修工事対象住宅に改修工事を行った日		平成 年 月 日								
個人に住宅性能向上改修住宅を譲渡した日		平成 年 月 日								
減 額 (還 付) の 算 式	取得した改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額	(ロ) 円			取 得 し た 改 修 工 事 対 象 住 宅					
	(ロ) × 3/100	円			所 在 地	家屋番号	構 造	床 面 積	取 得 年 月 日	備 考
								平方メートル	・ ・	
※ 納付済税額又は徴収猶予税額										
摘 要	年 月 日	決 定 税 額	納 付 税 額	徴 収 猶 予 税 額	(その他参考となるべき事項)					
	・ ・	円	円	円						
	・ ・	円	円	円						
合 計		(ハ) 円	(ニ) 円	(ホ) 円						
差引き納付すべき額 (ハ) - (イ) - (ニ)				円						
差引き還付すべき額 (ニ) - {(ハ) - (イ)}				円						

(注) 1 ※欄は記入しないでください。

2 住宅性能向上改修住宅に適合することを証する書類を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第四十八号の二十一及び別記様式第四十八号の二十二を次のように改める。

様式第48号の21（第27条の2関係）

平成 年 月 日 市 受付  
町

広島県 県税事務所長様

平成 年 月 日

申告者  
住 所  
(所在地)  
氏 名 ④  
〔名称及び代  
表者の氏名〕

受付印

不 動 産 取 得 税 徴 収 猶 予 申 告 書

次の改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税については、地方税法附則第11条の4第4項の規定の適用があるべきものなので、同条第5項において準用する同法第73条の25第1項の規定により徴収猶予を申告します。

納税義務者	住 所 (所在地)			徴収猶予を受けようとする期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
	氏 名 (名 称)			個人に住宅性能向上住宅を譲渡 しようとする日		平成 年 月 日
取得した改修工事対象住宅						添付書類
所在地	家屋番号	構造	床面積 平方メートル	新築日 年 月 日	取得日 年 月 日	備考
				・ ・	・ ・	

- (注) 1 この申告書は、別記様式第48条の4による不動産取得申告書とともに、改修工事対象住宅の所在地の市町長を経由して提出してください。  
2 改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、改修工事を行い、個人に住宅性能向上住宅を譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上住宅を居住の用に供することを証する書類を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 48 号の 22 削除

別記様式第五十一号の六から別記様式第五十一号の八までを次のように改める。



様式第 51 号の 6 (第 29 条関係)

第 平成 年 月 日 号

納税義務者  
住所 (所在地)

氏名 (名 称)

様

広島県 県税事務所長 印

不 動 産 取 得 税 減 額 通 知 書

地方税法附則第11条の4第4項の規定により平成 年 月 日付けで申請のあった不動産取得税の減額については、次のとおり決定しました。

(イ) 減額 (還付) すべき額		円			納税義務者	住 所 (所在地)				
減 額 (還 付) 算 す べ き 式	取得した改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた地方税法 73 条の 14 第 1 項の規定により控除するものとされていた額	(ロ) 円				氏 名 (名 称)				
	(ロ) × 3/100		円			取 得 し た 改 修 工 事 対 象 住 宅				
		所 在 地	家 屋 番 号	構 造	床 面 積	取 得 年 月 日	備 考			
					平方メートル	・ ・				
※ 納 付 済 税 額 又 は 徴 収 猶 予 税 額										
摘 要	年 月 日	決 定 税 額	納 付 税 額	徴 収 猶 予 税 額	(その他参考となるべき事項)					
	・ ・	円	円	円						
	・ ・	円	円	円						
合 計		(ハ) 円	(ニ) 円	(ホ) 円						
差引き納付すべき額	(ハ) - (イ) - (ニ)		円							
差引き還付すべき額	(ニ) - { (ハ) - (イ) }		円							

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。  
 なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。  
 また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、広島県 (代表者広島県知事) を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。  
 ただし、①審査請求をした日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 51 号の 7 及び様式第 51 号の 8 削除

別記様式第五十二号の二中「附則第 13 条第 2 項」を「附則第 13 条第 2 項及び第 5 項」に改める。

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和二十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項及び第二項中「附則第十一条の四第二項」の下に「及び第五項」を加える。

別記様式第十四号及び別記様式第十四号の二を次のように改める。

広島県知事様

平成 年度個人の県民税賦課報告書兼調定集計書

県税事務所長

区 分	本 年 度 分 調 定 額					過 年 度 分 額				
	均 等 割 額	所 得 割 額	計	分 離 課 税 に 係 る 所 得 割 額	合 計	均 等 割 額	所 得 割 額	計	分 離 課 税 に 係 る 所 得 割 額	合 計
県 民 税	普通徴収分①	円	円	(A) 円	円	ア 円	円	(A') 円	円	円
	年金特別徴収分②			(B)		イ		(B')		
	給与特別徴収分③					ウ				
	①+②+③ 計④				(a)				(a')	
	③ 当該年度調定額⑤			(C)				(C')		
	⑤のうち翌年度調定額⑥									
令8条3項の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年度調定額	前年度賦課異動報告額⑮ ⑮の増(減)額	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(E) ((A)+(B)+(C))	(F) ((D)+(E))	前年度課税額のうち当該年度調定額	(E')	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(E') ((A')+(B')+(C'))	(F') ((D')+(E'))
市 町 民 税	普通徴収分⑦			(G)				(G')		
	年金特別徴収分⑧			(H)				(H')		
	給与特別徴収分⑨									
	⑦+⑧+⑨ 計⑩									
	⑨ 当該年度調定額⑪			(I)				(I')		
	⑪のうち翌年度調定額⑫									
令8条3項の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年度調定額	前年度賦課異動報告額⑯ ⑯の増(減)額	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(K) ((G)+(H)+(I))	(L) ((J)+(K))	前年度課税額のうち当該年度調定額	(J')	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(K') ((G')+(H')+(I'))	(L') ((J')+(K'))
加 算 金	区 分 過少申告加算金		不申告加算金	重 加 算 金	計	過少申告加算金	不申告加算金	重 加 算 金	計	
	県民税及び市町民税の合計額 ⑭	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円
	県民税⑬×(M)									
区 分	納 税 義 務 者 数					過 年 度 分				
	均 等 割 の み の 者	均 等 割 及 び 分 離 課 税 に 係 る 者	計	均 等 割 の み の 者	均 等 割 及 び 分 離 課 税 に 係 る 者	計	均 等 割 の み の 者	均 等 割 及 び 分 離 課 税 に 係 る 者	計	
県 民 税 に 係 る	普通徴収分	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	年金特別徴収分									
	給与特別徴収分									
	合 計									
県 民 税 の 調 定 総 額 ⑭	本 年 度 分	(F)+(a) 円	過 年 度 分	(F')+(a') 円	合 計	円	既 調 定 額	円	今 回 調 定 額	円

(注) この報告書は、市町から報告された県税規則別記様式第39号の2によつて作成し、報告された同様式の写しを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

広島県知事様

県税事務所長

平成 年度個人県民税賦課異動報告書兼調定異動集計書

区 分	調 定 額										
	本 年 度 分					過 年 度 分					
	均 等 割 額	所 得 割 額	計	分 離 課 税 に 係 る 所 得 割	合 計	均 等 割 額	所 得 割 額	計	分 離 課 税 に 係 る 所 得 割	合 計	
県 民 税	普 通 徴 収 分	当初賦課報告額 ①									
		①の増(減)額 ②									
		① + ② 計 ③				(A)	ア イ ウ				(A')
	年 金 特 別 徴 収 分	当初賦課報告額 ④									
		④の増(減)額 ⑤									
		④ + ⑤ 計 ⑥				(B)					(B')
	給 与 特 別 徴 収 分	当初賦課報告額 ⑦									
		⑦の増(減)額 ⑧									
		⑦ + ⑧ 計 ⑨									
		③ + ⑥ + ⑨ 合計 ⑩									
		⑩の当該年度調定額 ⑪				(C)					(C')
		うち 翌年度調定額 ⑫									
	令8条1項の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年度調定額 (D)	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(E) ((A) + (B) + (C))	(F) ((D) + (E))	前年度課税額のうち当該年度調定額 (D')	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(E') ((A') + (B') + (C'))	(F') ((D') + (E'))		
市 町 民 税	普 通 徴 収 分	当初賦課報告額 ⑬									
		⑬の増(減)額 ⑭									
		⑬ + ⑭ 計 ⑮				(G)					(G')
	年 金 特 別 徴 収 分	当初賦課報告額 ⑯									
		⑯の増(減)額 ⑰									
		⑯ + ⑰ 計 ⑱				(H)					(H')
	給 与 特 別 徴 収 分	当初賦課報告額 ⑲									
		⑲の増(減)額 ⑳									
		⑲ + ㉑ 計 ㉒									
		⑮ + ⑱ + ㉒ 合計 ㉓									
		㉓の当該年度調定額 ㉔				(I)					(I')
		うち 翌年度調定額 ㉕									
	令8条1項の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年度調定額 (J)	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(K) ((G) + (H) + (I))	(L) ((J) + (K))	前年度課税額のうち当該年度調定額 (J')	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(K') ((G') + (H') + (I'))	(L') ((J') + (K'))		
加 算 金	区 分	過 少 申 告 加 算 金	不 申 告 加 算 金	重 加 算 金	計	過 少 申 告 加 算 金	不 申 告 加 算 金	重 加 算 金	計		
	県民税及び市町民税の合計額 ㉖	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円		
	県民税 ㉖ × (M)										
県 民 税 の 納 税 者 数	区 分	均 等 割 の み の 者	均 等 割 及 び 所 得 割 の 者	分 離 課 税 に 係 る 所 得 割 の 者	計	均 等 割 の み の 者	均 等 割 及 び 所 得 割 の 者	分 離 課 税 に 係 る 所 得 割 の 者	計		
	普 通 徴 収 分	人	人	人	人	人	人	人	人		
	年 金 特 別 徴 収 分										
	給 与 特 別 徴 収 分										
	計										
県 民 税 の 調 定 総 額 ㉗	現 年 課 税 分	当 初 調 定 額	更 正 額	差 引 増 減 額	滞 納 繰 越 分	当 初 調 定 額	更 正 額	差 引 増 減 額			
		円	(F)+(F')	円	円	円	円	円	円		

(注) この報告書は、市町から報告された県税規則別記様式第39号の3によって作成し、報告された同様式の写しを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第三十六号の三付表1から付表3までを次のように改める。



付表1その2

④外周壁骨組 ⑤間仕切骨組 ⑥外部仕上 ⑦内部仕上 ⑧床仕上 ⑨天井仕上 (評価区分 )

部分	評点項目	標準評点数	割合(%)	評点数	部分	評点項目	標準評点数	割合(%)	評点数	部分	評点項目	標準評点数	割合(%)	評点数			
④ 外 周 壁 骨 組					⑥ 外 部 仕 上					⑧ 床 仕 上							
合計評点数		面積の 大小	程度	計算単位(m <sup>2</sup> )	合計評点数		面積の 大小	程度	計算単位(m <sup>2</sup> )	合計評点数		面積の 大小	程度	計算単位(m <sup>2</sup> )			
×		×	×	=	×		×	×	=	×		×	×	=			
⑤ 間 仕 切 骨 組					⑦ 内 部 仕 上					⑨ 天 井 仕 上							
合計評点数		面積の 大小	程度	計算単位(m <sup>2</sup> )	合計評点数		面積の 大小	程度	計算単位(m <sup>2</sup> )	合計評点数		面積の 大小	程度	計算単位(m <sup>2</sup> )			
×		×	×	=	×		×	×	=	×		×	×	=			
区 分	総 面 積	-	外部建具面積	-	内部建具面積	=	仕上面積	÷	延べ床面積	=	延べ床面積当たり施工量	÷	標準施工量	補正係数			
外周壁骨組		-		-		=		÷		=		÷		=			
間仕切骨組		-		-		=		÷		=		÷		=			
外部仕上		-		-		=		÷		=		÷		=			
内部仕上		-		-	×2	=		÷		=		÷		=			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。





付表1その4

①特殊設備 ②建築設備 ③仮設工事 ④その他工事

評点項目	標準評点数	補 正				単位評点数	計算単位	部分別評点数	評点項目	標準評点数	補 正				単位評点数	計算単位	部分別評点数
		×	×	×	×	=	連乗				×	×	×	×	=	連乗	
		×	×	×	×	=	連乗				×	×	×	×	=	連乗	
		×	×	×	×	=	連乗				×	×	×	×	=	連乗	
		×	×	×	×	=	連乗				×	×	×	×	=	連乗	
		×	×	×	×	=	連乗				×	×	×	×	=	連乗	
		×	×	×	×	=	連乗				×	×	×	×	=	連乗	
		×	×	×	×	=	連乗				×	×	×	×	=	連乗	
		×	×	×	×	=	連乗				×	×	×	×	=	連乗	
		×	×	×	×	=	連乗				×	×	×	×	=	連乗	
		×	×	×	×	=	連乗				×	×	×	×	=	連乗	
		×	×	×	×	=	連乗				×	×	×	×	=	連乗	
		×	×	×	×	=	連乗				×	×	×	×	=	連乗	
		×	×	×	×	=	連乗				×	×	×	×	=	連乗	
		×	×	×	×	=	連乗				×	×	×	×	=	連乗	
		×	×	×	×	=	連乗				×	×	×	×	=	連乗	
		×	×	×	×	=	連乗				×	×	×	×	=	連乗	
		×	×	×	×	=	連乗				×	×	×	×	=	連乗	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

付表2その1

## 軽量鉄骨造 住宅・アパート用建物計算書

階別	床面積 (㎡)		算式							階別	床面積 (㎡)		算式						
1階										3階									
2階										合計									
主体構造部		標準点		%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数	内部仕上		標準点	% , 加減	%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数
軽量鉄骨造																			
計																			
床構造		標準点	施工面積	%	評点数	補正項目	補正係数		㎡当評点数										
計																			
屋根構造		標準点	施工面積	%	評点数	補正項目	補正係数		㎡当評点数										
計																			
基礎		標準点	建床面積	%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数	床仕上		標準点	施工面積	%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数
計																			
外周壁骨組		標準点		%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数										
計																			
間仕切骨組		標準点		%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数										
計																			
外部仕上		標準点		%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数										
計																			
加																			
計																			

備考 用紙の大きさは、日本興業規格A列4とする。



付表3その1

鉄筋コンクリート造プレハブ方式 住宅・アパート用建物計算書

階別	床面積 (㎡)	算式							階別	床面積 (㎡)	算式								
1階									3階										
2階									合計										
主体構造部		標準点	施工面積	%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数	内部仕上		標準点	%, 加減	%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数
鉄筋コンクリート造 不明確 プレキャストコンクリート																			
計																			
屋根構造		標準点	施工面積	%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数										
計																			
床構造		標準点	施工面積	%	評点数				㎡当評点数										
計																			
基礎		標準点	建床面積	%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数	床仕上		標準点	施工面積	%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数
計																			
間仕切骨組		標準点		%	評点数	補正項目	補正係数		㎡当評点数										
計																			
外部仕上		標準点		%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数										
計																			
加算										加算									
計										計									

備考 用紙の大きさは、日本興業規格A列4とする。



別記様式第三十六号の三付表4を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中附則第四条第六項の改正規定及び附則別記様式第五号の改正規定は、公布の日から施行する。  
(旧様式による用紙に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。